



叙勲・褒章受章おめでとうございます

秋の叙勲・褒章、危険業務従事者叙勲、高齢者叙勲に際し、本市で次の方々がこの荣誉に浴されました。

秋の叙勲受章者

瑞宝小綬章

※写真は
ご本人の希望
により掲載して
いません。

馬場園 信一さん
元航空自衛隊第4補給処
高蔵寺支処長であり、防
衛功勞による受章です。
(味岡)

旭日双光章



伊藤 茂さん
元愛知県議会議員であ
り、地方自治功勞によ
る受章です。(篠岡)

旭日双光章



舟橋 昭治さん
元小牧市議会議員であ
り、地方自治功勞によ
る受章です。(味岡)

秋の褒章受章者

藍綬褒章



稲垣 ヒロ子さん
人権擁護委員であり、
人権擁護功績による受
章です。(小牧)

藍綬褒章



太田 直樹さん
東海税理士会会長であ
り、税理士功績による
受章です。(小牧)

危険業務従事者叙勲受章者

この叙勲は警察官や自衛官、消防士などの著しく危険度の高い業務に従事し、国家または公共に対する功勞のある方へ贈られます。

瑞宝双光章 (防衛功勞)



櫻井 正博さん
(小牧)

瑞宝双光章 (防衛功勞)



渡邊 克彦さん
(味岡)

瑞宝双光章 (警察功勞)



伊藤 隆章さん
(小牧)

瑞宝双光章 (消防功勞)



稲山 昌敏さん
(小牧)

瑞宝单光章 (防衛功勞)



原 雅之さん
(小牧)

瑞宝单光章 (警察功勞)



岡野 好久さん
(味岡)

瑞宝单光章 (警察功勞)



牧野 憲司さん
(小牧)

高齢者叙勲受章者

瑞宝双光章



土井 淳愛さん
元学校医であり、学
校保健功勞による受
章です。(北里)

瑞宝双光章



小川 金俊さん
元名古屋貯金事務センタ
ー総務部業務課長であ
り、郵政事業功勞による
受章です。(小牧)

瑞宝双光章



澤井 克弘さん
元東海農政局建設部整
備課長であり、農林水
産行政事務功勞による
受章です。(味岡)

市政功勞者表彰式・ 新年賀詞交換会

新年賀詞交換会

市政に貢献された方々
を表彰し、市民の皆さん
が新年を寿ぎ、ご歓談を
していただく「市政功
勞者表彰式・新年賀詞交
換会」を開催します。
どなたでも参加できま
すので、ぜひお越しくだ
さい。なお、市政功勞者
表彰式において、本市で
今年一年の間に叙勲を受
章された方々を紹介しま
す。

日時 令和3年1月4日(月)
午前10時30分～

場所 市公民館講堂

料金 無料

※終了後、ミニ絵馬ストラッ
プをお渡しします。
(数量限定250個)

問合先 秘書政策課

(☎ 76 - 1100)

※会場では、「マスク着用」「手指
の消毒」「大声を出さない」等の
感染症対策を各自徹底するとともに、
発熱や咳等の風邪症状が見ら
れる方は参加を控えていただくと
うをお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止
の観点から状況を考慮し、延期・
中止等の変更措置を取る可能性が
あります。予めご了承ください。



市職員の人事や給与の状況をお知らせします

問合せ先 人事課 (☎ 76 - 1109)

令和元年度の人事行政の運営などの状況をお知らせします

人事行政の公平性や透明性を高めるため、市職員の給与、勤務条件、福利厚生などの状況を毎年公表しています。なお、市職員の給与、勤務条件などは、地方自治法と地方公務員法の規定に基づき、条例で定めています。

任免・職員数

区 分		計
元年度	4月1日現在	1,958人
	年度途中の採用	7人
	年度途中の退職	▲36人
	3月31日付けの退職	▲77人
	元年度末 (A)	1,852人
2年度	4月1日付けの採用 (B)	127人
	4月1日現在 (A) + (B)	1,979人

●主な増減理由
新病院での診療体制強化のため、市民病院の職員を8名増員しました。

勤務時間・勤務条件

勤務時間 (変則勤務職場などを除く)

午前8時30分～午後5時15分(1日7時間45分勤務)

休暇

年次有給休暇、病気休暇、特別休暇(出産、忌引など)、介護休暇など

育児休業、部分休業などの新規取得職員数

(令和元年度中実績)

育児休業 53人 部分休業 27人

育児短時間勤務 10人

職員の給与の状況

職員の給与は、基本給としての給料と、扶養手当や通勤手当などの一定の条件にあてはまる場合に支給される手当から成り立ち、条例で定められています。

●人件費の状況 (令和元年度普通会計決算を基準)

歳出額 (A)	人 件 費 (B)		人件費率 (B/A)
	うち職員給与費		
55,314,343千円	7,378,093千円	5,485,733千円	13.3%

給 料	職員手当	期末・勤勉手当
3,283,313千円	830,289千円	1,372,131千円

●職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		初 任 給	採用2年経過日 給 料 額
一般 行政職	大学卒	188,700円	201,200円
	高校卒	154,900円	165,900円

●職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (上段：令和2年4月1日現在、下段：平成31年4月1日現在 期末・勤勉手当を除く)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	315,570円	393,344円	40.3歳
	314,102円	395,815円	39.7歳
技能労務職	284,743円	316,124円	55.8歳
	285,316円	323,619円	54.4歳

●退職手当平均支給額 (令和元年度の1人当たり平均)

内 容	支給額
自己都合退職等の場合	4,755千円
定年・勤奨退職の場合	21,699千円

●主な職員手当の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	内 容
扶養手当	配偶者 6,500円(行→8級については3,500円、9級については支給なし)
	子 1人につき10,000円 (満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算)
	子以外 1人につき6,500円 (行→8級については3,500円、9級については支給なし)
地域手当	行政職 6%
住居手当	持家者 支給なし 借家・借間居住者 16,000円を超える家賃の額に応じて最高28,000円まで支給 (市外居住者については市内借家の支給額の1/2)
通勤手当	交通機関利用者 最高50,000円まで支給 交通用具使用者 距離に応じて2,000円から最高31,600円まで支給
期末手当	6月期
	12月期
勤勉手当	計
	期末手当
勤勉手当	計
	勤勉手当

左：令和2年4月1日現在、右：令和元年度実績
※職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

分限処分・懲戒処分

分限処分は、病気などにより、職員がその職責を十分に果たせない場合に、公務能力の維持を目的として行う不利益処分（免職・降任・休職・降給）です。

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為や義務違反をした場合に、その責任を問うために行う制裁的処分（免職・停職・減給・戒告）です。

分限処分	24人
懲戒処分	14人

(令和元年度実績)

研修・勤務成績の評定

社会の変化に対応し、多様化する行政課題に迅速に対応できる職員を育成することを目指し、各種研修を実施しています。

また、人事評価制度を導入して、職員の能力、実績を重視した人事管理を進めています。

集合研修	接遇研修、メンタルヘルス研修など
派遣研修	尾張五市二町研修協議会、県市町村振興協会研修センターなどへの派遣
自己啓発研修	自主研修活動、通信教育など

職員の福祉・利益の保護

職員の公務能力向上および職員のための厚生計画を実施することを規定している地方公務員法に基づき、公平委員会、市職員互助会、安全衛生委員会を組織し、愛知県市町村職員共済組合による共済制度や、地方公務員災害補償基金による公務災害補償とあわせ、保健や健康維持などの福利厚生事業を行っています。

●職員の福祉および利益の保護の状況

市職員互助会	負担率 (職員掛金)	給料月額 $2.5/1000 + 100$
	(市負担金)	給料月額 $2/1000 + 100$
	負担額 (職員掛金)	20,108千円
	(市負担金)	16,550千円
1人当たりの年間市負担金		8,279円
健康診断	定期健康診断受診者数	966人
	人間ドック受診者数	1,042人
	ストレスチェック受診者数	1,814人
公務災害補償	公務災害認定件数	13件
	通勤災害認定件数	4件
公平委員会 報告事項	勤務条件に関する措置の 要求件数	0件
	不利益処分に関する 不服申立て件数	1件

※人事行政の運営等の状況に関する詳しい内容は、市役所および東部・味岡・北里の各市民センター前の掲示場、市ホームページでご覧いただけます。

令和元年度の小牧岩倉衛生組合人事行政の運営などの状況をお知らせします

地方公務員法等に基づき、令和元年度小牧岩倉衛生組合の人事行政の運営等の状況については、小牧岩倉衛生組合事務所前、市役所前の掲示場および小牧岩倉衛生組合ホームページ (<http://www.city.komaki.aichi.jp/area/komakiwakura/>) にて公表しています。

問合せ先 小牧岩倉衛生組合 (☎ 79 - 1211)





上水道を安全に使用するために



井戸水や雨水をご利用の方、確認をお願いします！

問合せ 上下水道業務課
(☎ 79 - 1314)

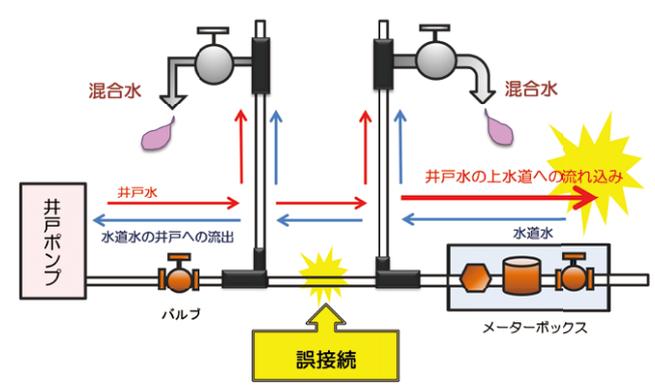


上水道の給水管に井戸水や雨水などの配管を接続することをクロスコネクション（誤接続）といい、水道法で固く禁止しています。バルブ(弁)で切り替えて使用することもクロスコネクションになります。

クロスコネクションは、井戸水などの逆流によって上水道を汚染してしまう原因となります。皆さんの自宅などで、接続の恐れがある場合は、速やかに上下水道業務課へ連絡してください。クロスコネクションが判明した場合は、自己負担で配管を切り離す工事を行っていただきます。

なお、管の切り離しが確認できるまでは、水道法の規定に基づき、水道の給水を一時停止します。配管の調査や給水工事については、小牧市水道事業指定給水装置工事事業者（指定工事店）へご相談ください。

※指定工事店については、市ホームページにて一覧表を掲載しておりますのでご確認ください→



ビル・マンションなどの飲み水は大丈夫ですか？ 定期点検をお忘れなく！

問合せ 環境対策課
(☎ 76 - 1145)



受水槽が設置されているビル・マンションなどの飲み水を安全で衛生的に飲むために、**受水槽の設置者（管理者）は水道法の基準による適正な管理が義務付けられています。**

・簡易専用水道（ビル・マンションなどで受水槽の有効容量が 10 m³を超えるもの）

年 1 回以上の清掃と厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による定期検査を受けることが義務付けられています。

・小規模貯水槽水道（受水槽の有効容量が 10 m³以下のもの）

- ①水槽（受水槽・高置水槽）の清掃を年 1 回以上行ってください。
- ②水槽の状態やマンホールの施設など施設の点検を行って、不備があれば速やかに改善してください。
- ③いつも給水栓（蛇口）の水の色や味、においなどに注意して、異常があれば水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に規定する事項のうち必要な水質検査をしましょう。
- ④供給している水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止して、利用者や環境対策課、上下水道部など関係者に知らせてください。
- ⑤週に 1 回以上、末端給水栓水の遊離残留塩素が 0.1 mg / L 以上あることを確認しましょう。
- ⑥ 1 年以内ごとに、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による定期検査を受けるよう努めましょう。

※簡易専用水道の使用を開始するときは「簡易専用水道設置届」の提出が必要です。また、届出事項に変更があった場合、簡易専用水道を廃止・休止・再開する場合にも届出が必要です。

様式は市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください→

